

# 土佐清水市行政改革大綱

平成29年9月

土佐清水市

## はじめに

土佐清水市の行政改革の取り組みは、平成7年12月に「土佐清水市行政改革大綱」とそれに基づく実施計画を策定し、積極的に取り組んだ結果、職員定数の適正化、保育所・学校の統廃合、公共施設の民間委託・移譲など、一定の成果がありました。

また、平成17年度には、国の指針により、11月に「土佐清水市行政改革大綱」の見直しを行い、同時に平成17年度から平成21年度までの5年間を集中的に取り組む「土佐清水市集中改革プラン」を策定、市独自の更なる行政改革を推進した結果、目標をほぼ達成し、特に「定員管理の適正化」においては、目標値を大きく上回るものとなりました。

しかしながら、自主財源の乏しい本市の財政状況は、依然として厳しい状況下にあり、安定した行財政運営の実施のため、引き続き行政改革の取り組みを推進する必要があることから、平成22年度に新たな「行政改革大綱」を策定するとともに、「集中改革プラン」を策定し、組織機構の再編、合理化や給与の適正化など効率的な行政運営と市民サービスの向上を図るための取り組みを進めてきました。

今後、更に人口減少、少子高齢化の進行が予想されるなかで、市税等の減収、地方交付税の縮減などによる歳入の減少、社会保障費などの増加、公共施設の老朽化など課題が多く現れることが予想されることから、これからも更なる厳しい財政運営が必要であり、行政事務の効率化が求められています。

これらの状況を踏まえ、平成29年度を初年度とする新たな「行政改革大綱」を策定するとともに、その実施計画である「集中改革プラン」を策定し、更なる行政改革の推進に取り組むこととします。

# I 行財政改革にあたっての基本的な考え方

本市行政の目標は、市民一人ひとりがゆとりと豊かさを実感し、希望を持って暮らすことができる土佐清水市を創ることです。

めざす都市像を「愛と自然に満ちた活力あるまち」とし、市民と行政が協働しながら不断の努力を傾注して参ります。

少子高齢化が急速に進む中、国・地方を通じ厳しい財政状況が続いており、簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備が急務となっております。

本市はこれまで様々な行財政改革を断行して参りました。更なる簡素で効率的・効果的な行政運営を進めるため市民との協働による行財政改革を推進し、市民の負託に応えうる行政サービスの充実に努めます。

## II 行財政改革の目標

1. 市民と協働による行財政改革
2. 少子高齢化に対応する行政サービスの提供
3. 効率的な行財政運営

## III 行財政改革の重点事項

### 1. 事務事業の見直し

事務事業については、時代に即応した的確な行政施策を推進するために、行政自らが絶えずその在り方を見直し、改善を図らなければならない。

特に、厳しい行財政環境の中で、行政の簡素効率化を図り、行政コストを引き下げするため、事業評価制度を導入し、すべての事務事業を対象に見直しを行うことが必要である。また、新規事業を実施する場合は、スクラップアンドビルド・サンセット方式を導入する。

- ◎ 行政サービスを低下させることなく、経済性、公益性の期待できるものについては委託等による民間活用を積極的に検討すること。
- ◎ 類似若しくは、整合性を必要とする事務事業の統合、効果の期待できなくなった事務事業の廃止等についても検討するとともに、より効果的な制度への移行、転換についても、あわせて検討すること。
- ◎ 行政と市民の責任の範囲を明確化すること。

### (1) 受益負担の適正化

受益負担については、行政の公平を基本として、受益者の意識転換の促進を図り

ながら、必要性、均衡等を十分検討し、明確化を図らなければならない。

また、使用料、手数料についても、その必要性、整合性に留意し住民に受益者負担の必要性を啓蒙し意識改革を求めるとともに、社会経済情勢の推移に即して周期的に見直しを行いつつ、受益の程度に応じた負担の適正化を図る。

## **(2) 補助金、負担金等の見直し**

補助金、負担金等については、すべての事業について固定化する事なく、その内容について十分精査し、必要性、効果、継続の可否等について検討を加えるとともに事務事業と一体的に見直しを図るべきである。

## **2. 組織機構の再編、合理化**

地理的ハンディのなか、過疎化、少子高齢化の進展、情報社会への到来など、社会情勢の変化や量的、質的变化への関心が高まる中、行政需要への対応が重要となっており、変化に的確に対応しうる体制の確立と市民に分かりやすい組織づくりに努める。

### **(1) 本庁組織**

- ① 職員相互の協力体制の強化を図り、行政の即応性、総合的機能性の充実、確保に努める。
- ② 職制は、組織の目的に向けて指揮系統を明確にし、効率的に運用できるものでなければならない。そのためには、チェック機能を充実させるとともに責任体制を明確にするよう努める。

### **(2) 市民センター**

従来からの市民センター業務を維持しながら、現在はあつたかふれあいセンターとしての福祉機能も兼ね備え、業務を実施しているところであるが、今後、益々の過疎化や高齢化が予想される状況にあることから、市民センターのあり方について検討する。

### **(3) 福祉センター**

市内4カ所に設置している福祉センターは、福祉の向上・人権啓発のための住民交流の拠点として、その役割を果たしている。厳しい財政状況の中、行政改革の推進により、NPO等への管理運営委託等について検討する。

### **(4) 保育所、特別養護老人ホーム、清掃管理事務所**

保育所運営は国の三位一体改革により、国・県の負担制度が廃止され、本市財政に大きな影響を及ぼしたが、計画的な統廃合を推進した結果、保育所は現在も直営堅持している。

今後の運営形態については、特別養護老人ホーム、清掃管理事務所含め慎重な検

討を要する。

#### (5) 公社

土地開発公社については、時代の変遷に伴い、その存在価値も変化している。市行政の一端を担うものとして社会経済情勢の変化に対応しながら適切な運営を行い、経営の効率化に努める。

#### (6) 地方公営企業

水道事業については、業務の中で民間委託が可能なものについて検討し、民間的経営手法を導入しながら経営の効率化を図る。

#### (7) 第3セクター

本市の第3セクターである、土佐食株式会社と株式会社土佐清水元気プロジェクトは、新たな第3セクターグループ体制を構築するため、平成28年に両社全株式を移転し、共同持株会社の土佐清水ホールディングス株式会社を発足した。経営資源の活用や人事交流をはじめ、グループが連携し、経営の効率化を図りながらそれぞれの専門性を追求することで市の産業振興への寄与と企業価値の向上を目指しており、今後も新たな事業の推進について、順調な経営につながるよう、可能な限りの行政支援が必要である。

### 3. 給与の適正化

地方公務員の給与については、地方公務員法の定めるところにより、その職員の職務と責任に応ずるものであると同時に、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間給与、その他の事情を考慮して定めなければならないとされている。

給与に関する諸制度は職員の生活保障、職務意欲の面から欠く事のできない基本的な条件であり、職務と責任に応じた適正な管理に努める。

### 4. 定員管理の適正化

定員管理については、長期的な展望と行財政計画に合わせつつ事務の効率化を図り、市民サービスの向上、福祉の充実に取り組むことを基本に考えなければならない。平成27年度以降の定員管理計画に関連した「国家公務員の総人件費に関する基本方針」では、平成27年度以降、5年ごとに基準年度を設定し、対基準年度末定員比で毎年2%以上を合理化することが基本とされ、地方公務員の定員管理については、行政合理化、能率化を図り、地域の実情を踏まえつつ、適正な定員管理を推進することとしている。市民サービスを低下させないように配慮しつつ、本市の実情を考慮し、長期的な視点に立った計画的で適正な定員管理に努める。

## 5. 職員意識の高揚と勤務条件

公務員として、複雑多様化する行政需要に対応して行くためには、一人ひとりの不断の努力が必要であり、職員の意識刷新と資質の向上を図らなければならない。そのための環境づくり、機会の創設が大事であり、自己の能力を發揮し、業務に専念するための、条件整備に努める。

## 6. 福利厚生

職員に対する福利厚生事業は、県内市町村と共同で実施しており、市民の理解が得られるものとなるよう適正な事業実施について他市町村と協議する。また福利厚生事業の実施状況等について公表する。

## 7. 電子自治体の推進

情報の電子化は、国、各自治体間における効率的な業務の展開が可能となり、市民サービスにおいてもインターネット等を利用し、申請等が容易となる。情報セキュリティの確保は、公務上及び個人情報保護からも重要であり、他自治体と協力してインターネット接続口を集約したうえで、自治体情報セキュリティクラウドによる高度な情報セキュリティ対策を講じる。

## 8. 公共施設の管理運営、遊休施設の利活用

行政は市民に対してサービスを提供する産業であることを基本として日々、業務を執行しなければならない。公の施設管理については指定管理者制度を導入し、住民や社会情勢の需要に対応する。廃校・廃園となった学校・保育園等の遊休施設は、今後の利活用について、売却も含め、継続して検討していく。

## 9. 市民サービスの改善、向上

地方自治体は、住民に直接身近な施策を担当しているところから住民の生活を守るということを基本とし、よりよい行政サービスの生産、提供が重要な課題である。このことから、職員一人ひとりが認識のうえに立ち自己研鑽に一層の努力をするとともに市民が利用しやすい環境づくりに努める。

特に、近年、行政の施策執行に対する関心が高まっており、行政は施策を推進するに当たって、その過程を常に分かりやすい形で市民に公開し、開かれた市政の推進という趣旨に沿って日常業務の遂行に努めるとともに市民の積極的な協力を促す。

## 10. 学校規模の適正化

少子化の中、児童生徒数は減少傾向にあり、今後においても児童数の推移を見ながら、市民の理解を得る中で、適正な教育効果をあげられるよう統廃合を含め、計画的に学校規模の適正化を図っていく必要がある。

## 11. 議会

現状の財政危機を克服するためには執行部、議会ともに改革に取り組む必要がある。監視機能を自ら高めるとともに、市民の多様な意見を把握し、集約・反映させた改革の推進を求める。

# IV 改革の実施に向けて

## 1. 集中改革プランの策定

集中改革プランは平成29年度を起点とし、概ね5カ年の具体的な取り組みを策定することとする。

改革の実施にあたっては市民、議会、職員団体、関係機関の理解と協力を得ながら推進することとし、改革を迅速、円滑に実施するには、それぞれの事項についての実施条件、効果、優先度等を検討し、実施時期、手順の明確な目標を設定した改革のプログラムを策定し、計画的で積極的な取り組みを行う。

## 2. 市民合意とバックアップ

改革推進に当たっては、事業の選択や制度の新設、改廃等は市民生活に大きく影響するため市民の理解と協力が不可欠である。

こうしたことから、実施に当たっては改革の内容、進捗状況等をホームページや広報等を通じ、分かりやすい形で公表するとともに、あらゆる機会を通じて理解と協力を求めるなど、合意形成を図りながら推進する。

## 3. 職員団体への協力要請

この改革を進めるに当たっては、直接の担い手は職員であり、自発的、積極的に取り組まなければならない。職員の勤務条件、福利厚生、定員管理等の労働条件にかかわる事項もあり、職員参加による明確な目標設定を行うとともに、職員団体の理解と協力を求め秩序ある労使関係のもとに円滑な推進に努める。